

長崎県内 病院・診療所・薬局・訪問看護事業所 管理者 各位

長崎県福祉保健部感染症対策室長
(公印省略)

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書（案）の送付について（協議）

本県の感染症対策の推進については、日頃からご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
令和5年7月10日付け「改正感染症法に基づく「医療措置協定」に係る事前調査について」へのご回答ありがとうございました。

つきましては、事前調査の内容による協定締結意向に基づき、協定書（案）を送付しますので、留意事項をご確認のうえ、下記によりご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 原則として、全て電子メールにより手続きを行います。
- 協定書や指定書についてもPDFデータのみでの発出の予定です。
- 協定締結等の手続については、次のとおりですが、1と2について貴施設での対応が必要です。

1 感染症対策室からのメール及び添付ファイルを確認し、2_協定書（案）の内容を確認（協議）

添付ファイル

- 1_送付文書（本文書）
- 2_協定書（案） 貴施設からの事前調査を元に感染症対策室が作成。
- 3_同意書（様式1）
- 4_通知（案） 貴施設が「公的医療機関等」に該当する病院・診療所の場合のみ。
- 5_【参考】協定書（案）確認時の留意事項

(1) 協定書（案）について、記載事項を確認し、追記したい事項や修正したい事項があれば、協定書（案）に追記・修正してください。

協定書（案）内容確認の際は、5_【参考】協定書（案）確認時の留意事項を参照してください。

【協定書（案）の追記・修正方法】次のア）～イ）いずれかの方法により対応してください。

- ア) 協定書（案）を印刷し、朱書き（手書き）する。
朱書き修正した協定書（案）をスキャンし、メール送付のあったメールアドレスあてファイル添付して送付する。
- イ) メール本文に追記点や修正点を記載し（誤解を生じないように記載）、協定書（案）を添付したまま、メール送付のあったメールアドレスあてメール送付。

(2) 通知(案)については修正の必要はありません。内容のみご確認ください。

協定書(案)に修正があれば、感染症対策室にて協定書(案)に合わせ修正します。

(3) (1)の処理が不要の場合や、(1)の対応後に感染症対策室から修正された協定書(案)等が送付されましたら、

- ・修正された協定書(案)等に同意できる場合は、同意できる協定書(案)を添付したまま、③同意書(様式1)に必要事項を記入しメール添付のうえ、メール送付のあったメールアドレスへ返信してください。
- ・修正された協定書(案)に同意できない場合は、(1)から繰り返してください。

【同意書(様式1)の記載に関する事項】

- 感染症法上、医療措置協定は医療機関の管理者と締結しますが、協定指定医療機関への指定に関する同意は、開設者からいただくことになります。
- 第1種協定指定医療機関とは、病床を確保する協定を締結する医療機関が対象です。
- 第2種協定指定医療機関とは、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供を行う協定を締結する医療機関が対象です。
- 貴施設がどの項目に同意が必要か協定書の内容を確認のうえ、同意書の☑欄に入力してください。
- 同意書(様式1)にはそれぞれの協定指定医療機関の要件を記載していますのでご一読ください。

2 貴施設から3_同意書(様式1)を感染症対策室に送付(同意)後

- 協定書(本番用・管理者名や日付入り)と受領書(様式2)を感染症対策室からメール添付により送付します。(※今回様式2は添付していません。)
- 協定書の内容をご確認のうえ、誤植等なければ、「受領書(様式2)」をメール添付のうえ返信してください。
※この時点で協定書等に誤植がありましたら、感染症対策室までメールにてご連絡ください。
- 「通知」の送付が必要な公的医療機関等については、協定書と同時に正式に通知します。

3 協定内容の公表や協定指定医療機関指定書の送付

- 協定を締結した医療機関名や協定締結メニューは、感染症法に基づいて、県のホームページへ一覧として公表します。
- 締結した協定書の内容が「第1種協定指定医療機関」や「第2種協定指定医療機関」に該当する場合は、「受領書(様式2)」を感染症対策室にて確認した後、順次指定書をメールにて送付します。

同時に1000件程度の協定締結を開始することとなりますので、円滑な手続きへのご協力、よろしく申し上げます。